

京都市告示第368号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成27年9月11日

京都市長 門川大作

整理番号	名称	起終	点
1	上賀茂水5001号	北区上賀茂南大路町24番地地先 同町31番地の1地先	点
2	上賀茂水5006号	北区上賀茂西河原町92番地の3地先 同町12番地の9地先	点
3	一乗寺水0015号	左京区一乗寺竹ノ内町21番地の1地先 同町21番地の2地先	点
4	一乗寺水0027号	左京区一乗寺竹ノ内町26番地の1地先 同町26番地の3地先	点
5	静市水0087号	左京区静市市原町255番地の1地先 同町248番地地先	点
6	静市水0182号	左京区静市市原町248番地地先 同町旧36番地の1地先	点
7	岩倉水0226号	左京区岩倉長谷町208番地地先 同町210番地地先	点
8	嵯峨野水0008号	右京区嵯峨野投淵町12番地の10地先 同町11番地地先	点
9	嵯峨野水0061号	右京区嵯峨野投淵町13番地の4地先 同町13番地の7地先	点
10	嵯峨水0537号	右京区嵯峨天龍寺中島町13番地の6地先 同町1番地の3地先	点
11	御室水0001号	右京区御室大内34番地の1地先 同上	点

(建設局土木管理部道路明示課)